

地域医療介護総合確保基金を活用した補助メニュー一覧

R7.7.25

(静岡県介護保険課)

この一覧は、国が定めた「地域医療介護総合確保基金管理運営要領」にある補助メニューの一覧です。

静岡県内の介護事業所等が補助を活用した整備を予定した場合に、予算審議を経て、県の「介護サービス提供体制整備促進事業費補助金交付要綱」に掲載します。(一覧の「県要綱掲載」の欄が○のものは県要綱に掲載済みです。)

なお、国の地域医療介護総合確保基金管理運営要領には載っているが、県の介護サービス提供体制整備促進事業費補助金交付要綱には載っていない補助メニュー等については、新たに予算審議を経て県要綱に掲載することになります。

県要綱未記載の事業の補助単価は、国が定める範囲で知事が定める額となります。

1 地域密着型サービス等整備等助成事業

(単位:千円)

事業内容／施設名		単位	単価	県要綱掲載
創設・増築・改築・増改築	地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	定員数	5,280	○
	介護老人保健施設(定員29人以下)	施設数	66,000	○
	介護医療院(定員29人以下)	施設数	66,000	○
	養護老人ホーム(定員29人以下)	定員数	2,820	○
	ケアハウス(特定施設)(定員29人以下)	定員数	5,280	○
	都市型軽費老人ホーム	定員数	2,110	×
	認知症高齢者グループホーム	施設数	39,600	○
	小規模多機能型居宅介護事業所	施設数	39,600	○
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	施設数	7,000	○
	看護小規模多機能型居宅介護事業所	施設数	39,600	○
	認知症対応型デイサービスセンター	施設数	14,100	○
	介護予防拠点	施設数	10,500	○
	地域包括支援センター	施設数	1,410	○
	生活支援ハウス	施設数	42,100	○
	緊急ショートステイ	定員数	1,410	○
	施設内保育施設	施設数	14,100	○
	介護付きホーム(特定施設)(定員29人以下)	定員数	5,280	○
合築・併設	上記の施設との合築・併設を行う場合、それぞれの施設の補助単価を5%加算			○
空き家を活用した創設、増床、改築、増改築	認知症高齢者グループホーム	施設数	10,500	○
	小規模多機能型居宅介護事業所			○
	看護小規模多機能型居宅介護事業所			○
	認知症対応型デイサービスセンター			○
介護施設等の創設を条件に行う広域型施設(定員30人以上)の大規模修繕・耐震化整備	特別養護老人ホーム	定員数	1,330	○
	介護老人保健施設			○
	介護医療院			○
	養護老人ホーム			○
	軽費老人ホーム			○
災害レッドゾーン・イエローゾーンに所在する老朽化した広域型介護施設(定員30人以上)の移転改築整備	特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	移転後床数 ※増員分は対象外	2,000～5,280	×
	介護老人保健施設	施設数	25,000～66,000	
	介護医療院	施設数	25,000～66,000	
	養護老人ホーム	移転後床数 ※増員分は対象外	2,820	
	ケアハウス(特定施設)	移転後床数 ※増員分は対象外	2,000～5,280	
	介護付きホーム	移転後床数 ※増員分は対象外	2,000～5,280	

事業内容／施設名		単位	単価	県要綱掲載
介護施設等の改築・大規模修繕時における代替施設整備事業	地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	移転後床数 ※増員分は対象外	2,000～5,530	×
	介護老人保健施設(定員29人以下)	施設数	25,000～69,200	
	介護医療院(定員29人以下)	施設数	25,000～69,200	
	養護老人ホーム(定員29人以下)	移転後床数 ※増員分は対象外	2,960	
	ケアハウス(特定施設)(定員29人以下)	移転後床数 ※増員分は対象外	2,000～5,530	
	都市型軽費老人ホーム	移転後床数 ※増員分は対象外	2,210	
	介護付きホーム(特定施設)(定員29人以下)	移転後床数 ※増員分は対象外	2,000～5,530	
	特別養護老人ホーム(定員30人以上)及び併設されるショートステイ用居室	移転後床数 ※増員分は対象外	2,000～5,530	
	介護老人保健施設(定員30人以上)	施設数	25,000～69,200	
	介護医療院(定員30人以上)	施設数	25,000～69,200	
	養護老人ホーム(定員30人以上)	移転後床数 ※増員分は対象外	2,960	
	ケアハウス(特定施設)(定員30人以上)	移転後床数 ※増員分は対象外	2,000～5,530	
	介護付きホーム(特定施設)(定員30人以上)	移転後床数 ※増員分は対象外	2,000～5,530	
地域密着型サービス等から広域型施設(定員30人以上)への転換事業	特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	移転後床数 ※増員分は対象外	2,000～5,530	×
	介護老人保健施設	施設数	25,000～69,200	
	介護医療院	施設数	25,000～69,200	
	養護老人ホーム	移転後床数 ※増員分は対象外	2,960	
	軽費老人ホーム	移転後床数 ※増員分は対象外	2,000～5,530	
広域型施設(定員30人以上)におけるダウンサイジング実施事業	特別養護老人ホーム(定員30人以上)及び併設されるショートステイ用居室	移転後床数 ※増員分は対象外	2,000～5,530	×
	介護老人保健施設(定員30人以上)	施設数	25,000～69,200	
	介護医療院(定員30人以上)	施設数	25,000～69,200	
	養護老人ホーム(定員30人以上)	移転後床数 ※増員分は対象外	2,960	
	軽費老人ホーム(定員30人以上)	移転後床数 ※増員分は対象外	2,000～5,530	
	地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	移転後床数 ※増員分は対象外	2,000～5,530	
	介護老人保健施設(定員29人以下)	施設数	25,000～69,200	
	介護医療院(定員29人以下)	施設数	25,000～69,200	
	養護老人ホーム(定員29人以下)	移転後床数 ※増員分は対象外	2,960	
	ケアハウス(特定施設)(定員29人以下)	移転後床数 ※増員分は対象外	2,000～5,530	
介護施設等の集約・再編実施事業	特別養護老人ホーム(定員30人以上)及び併設されるショートステイ用居室	移転後床数 ※増員分は対象外	2,000～5,530	×
	介護老人保健施設(定員30人以上)	施設数	25,000～69,200	
	介護医療院(定員30人以上)	施設数	25,000～69,200	
	養護老人ホーム(定員30人以上)	移転後床数 ※増員分は対象外	2,960	
	軽費老人ホーム(定員30人以上)	移転後床数 ※増員分は対象外	2,000～5,530	
	地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	移転後床数 ※増員分は対象外	2,000～5,530	
	介護老人保健施設(定員29人以下)	施設数	25,000～69,200	
	介護医療院(定員29人以下)	施設数	25,000～69,200	
	養護老人ホーム(定員29人以下)	移転後床数 ※増員分は対象外	2,960	
	ケアハウス(特定施設)(定員29人以下)	移転後床数 ※増員分は対象外	2,000～5,530	

2 介護施設等の施設開設準備経費等支援事業

(単位:千円)

事業内容／施設名			単位	単価	県要綱掲載	
創設・増築・改築・増改築	特別養護老人ホーム(定員30人以上)及び併設されるショートステイ用居室		定員数	989	○	
	介護老人保健施設(定員30人以上)				○	
	介護医療院(定員30人以上)				○	
	ケアハウス(特定施設)(定員30人以上)				○	
	養護老人ホーム(定員30人以上)				○	
	介護付きホーム(定員30人以上)				○	
	訪問看護ステーション(大規模化・サテライト型設置)		施設数	4,960	○	
	地域密着型特別養護老人ホーム及び併設される短期入所生活介護事業所		定員数	989	○	
	介護老人保健施設(定員29人以下)				○	
	介護医療院(定員29人以下)				○	
	ケアハウス(特定施設)(定員29人以下)				○	
	認知症高齢者グループホーム		宿泊定員数		○	
	小規模多機能型居宅介護事業所				○	
	看護小規模多機能型居宅介護事業所		定員数		○	
	介護付きホーム(定員29人以下)				○	
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所		施設数	16,600	○	
	都市型軽費老人ホーム		定員数	496	×	
	養護老人ホーム(定員29人以下)		定員数	496	○	
	施設内保育施設		施設数	4,960	○	
大規模修繕の際に併せて行う介護ロボット・ICT導入	特別養護老人ホーム(定員30人以上)及び併設されるショートステイ用居室		定員数	496	○	
	介護老人保健施設(定員30人以上)				○	
	介護医療院(定員30人以上)				○	
	ケアハウス(特定施設)(定員30人以上)				○	
	養護老人ホーム(定員30人以上)				○	
	介護付きホーム(定員30人以上)				○	
	地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室				○	
	介護老人保健施設(定員29人以下)				○	
	介護医療院(定員29人以下)				○	
	ケアハウス(特定施設)(定員29人以下)				○	
	認知症高齢者グループホーム		宿泊定員数		○	
	小規模多機能型居宅介護事業所				○	
	看護小規模多機能型居宅介護事業所		定員数		○	
	介護付きホーム(定員29人以下)				○	
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所		施設数	8,250	○	
	都市型軽費老人ホーム		定員数	248	×	
	養護老人ホーム(定員29人以下)		定員数	248	○	
	施設内保育施設		施設数	2,480	○	
介護予防・健康づくりを行う介護予防拠点における防災意識啓発の取組		介護予防拠点	1か所	118	×	

3 定期借地権設定のための一時金の支援事業

事業内容	配分基準	補助率	県要綱掲載
用地確保のための定期借地権設定に際して土地所有者に支払われた一時金(賃料の前払いとして授受されたものに限る。)	当該施設等を整備する用地に係る国税局長が定める路線価の2分の1	1/2	×

4 既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業

(単位:千円)

事業内容／施設名		単位	単価	県要綱掲載	
既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修	特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設の改修により転換される施設(介護老人保健施設、ケアハウス、特別養護老人ホーム、介護医療院、認知症高齢者グループホーム)	個室→ユニット化	整備床数	1,410	×
		多床室→ユニット化	整備床数	2,820	
既存の特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室の多床室におけるプライバシー保護のための改修		整備床数	865	○	
介護施設等の看取り環境の整備	特別養護老人ホーム	施設数	4,130	○	
	介護老人保健施設			○	
	介護医療院			○	
	養護老人ホーム			○	
	軽費老人ホーム			○	
	認知症高齢者グループホーム			○	
	小規模多機能型居宅介護事業所			○	
	看護小規模多機能型居宅介護事業所			○	
	介護付きホーム			○	
共生型サービス事業所の整備	通所介護事業所(地域密着型通所介護事業所を含む。)	事業所数	1,230	×	
	短期入所生活介護事業所(介護予防短期入所生活介護事業所を含む。)				
	小規模多機能型居宅介護事業所				
	看護小規模多機能型居宅介護事業所				

5 民有地マッチング事業

(単位:千円)

事業内容	単位	単価	県要綱掲載
土地等所有者と介護施設等整備法人等のマッチング支援	自治体	6,610	×
整備候補地等の確保支援	自治体	5,410	
地域連携コーディネーターの配置支援	1か所	5,290	

6 介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業

(単位:千円)

事業内容／施設名			単位	単価	補助率	県要綱
簡易陰圧装置の設置	入所系の施設・事業所		台数	5,100	1/3	○
感染拡大防止のためのゾーニング環境等の整備	入所系の施設・事業所	ユニット型施設の各ユニットへの玄関室設置によるゾーニング	1か所	1,180		○
		従来型個室・多床室のゾーニング	1か所	7,070		○
		家族面会室の整備	施設	4,130		○
多床室の個室化に要する改修	入所系の施設・事業所		定員数	1,160		○

※「単位×単価」又は「対象経費の実支出額」の低い方×補助率(1/3)＝助成額(1,000円未満切捨)となります。

7 介護職員の宿舎施設整備事業

事業内容／施設名		配分基準	補助率	県要綱
右欄に掲げる介護施設等の事業者が当該介護施設に勤務する職員の宿舎を整備	特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、ケアハウス(特定施設)、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所、介護付きホーム	介護職員1定員当たりの延べ床面積(バルコニー、廊下、階段等共用部分を含む。)33㎡	1/3	○